

## 2015年 第45回九州女子選手権競技 決勝

開催日：平成27年5月27日(水)・28日(木)

開催コース：玄海ゴルフクラブ

九州ゴルフ連盟

### 競技の条件

1. ゴルフ規則  
日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則と、この競技の条件・ローカルルールを適用する。
  2. 競技委員会の裁定  
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
  3. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)  
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する。
  4. 使用クラブの規格  
『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1a』を適用する。(ゴルフ規則 174 ページ参照)
  5. 溝とパンチマークの規格  
「2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件」(裁定 4-1/1)(付属規則Ⅱ5c注2 ゴルフ規則 196 ページ参照、2014-2015 ゴルフ規則裁定集 76 ページ 4-1/1 参照)
  6. 競技終了時点  
本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
  7. プレーのペースについて(ゴルフ規則 6-7 注 2)  
各ホールでのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合(アウトオブポジション)、ストロークに要する許容時間を個別に計測する。  
※アウトオブポジションに該当しなくても遅れが生じているとレフェリーが判断した組に対してはペースの回復を求めることがある。  
※特定のプレーヤーのペースが著しく遅い場合はその組がアウトオブポジションに該当しなくても、そのプレーヤーに通知した上でショットに要する時間を計測し、罰則を適用することがある。
    - (1) アウトオブポジションの定義  
次の両方に該当したとき、その組はアウトオブポジションとなる。
      - (a) あるホールでのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、「タイムパー」に記載された時間を超えた場合
      - (b) 第2組以降の組では、前の組との間隔が1ホール以上(パー4のホールを基準)空いた場合。  
注:マッチプレーの場合には(a)に該当したときにそのマッチはアウトオブポジションとなる。
    - (2) アウトオブポジションとなった場合の措置  
あるホールを終えてある組が特別な事情がないのにアウトオブポジションとなった場合、レフェリーはホールとホール間でその組全員に、アウトオブポジションとなったこと及び次のホールから各プレーヤーのすべてのストロークに要する時間を計測することを通知する。  
レフェリーがその組の各プレーヤーのストロークに要する時間を計測し(3)の許容時間を超えた場合、プレーヤーに(4)の罰則が適用される。  
例外:特別な事情(ルーリングや紛失球等)があったとレフェリーが判断した場合、レフェリーはその組に対して前の組との間隔を縮めるように求める。その結果、合理的な時間内に遅れを取り戻すことができれば、各プレーヤーのストロークに要する時間は計測しない。
    - (3) ストロークに要する許容時間  
原則:40秒  
例外:パー3ホールにおいて最初にプレーするプレーヤー、パー4とパー5のホールにおいて第2打地点から最初にプレーするプレーヤー、パッティンググリーン周辺やパッティンググリーンの上で最初にプレーするプレーヤーのショットの許容時間は50秒とする。  
注:ストロークに要する許容時間の計測は、そのプレーヤーのプレーの順番が回ってきた時に開始する。
    - (4) 罰則  

バッドタイム 1 回目	プレーヤーはレフェリーによって警告され、さらにバッドタイムになった場合には罰が課せられることを告げられる。
バッドタイム 2 回目	1 打の罰
バッドタイム 3 回目	更に 2 打の罰
バッドタイム 4 回目	競技失格

  
注:アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中のバッドタイムの回数は持ち越す。
8. プレーの中断と再開
  - (1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b, c, d に従って処置すること。
  - (2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間には、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。この条件の違反の罰は**競技失格**(ゴルフ規則 6-8b 注)
  - (3) プレーの中断と再開の合図について  
通常のプレー中断:短いサイレンを繰り返して通報する。または サイレンを使用せず本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。  
陰悪な気象状況による即時中断:1回の長いサイレンを鳴らして通報する。  
プレーの再開:1回の長いサイレンを鳴らして通報する。
9. 移動  
正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 I (c)8 移動』を適用する。(ゴルフ規則 181 ページ参照)

## ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 「電磁誘導カート用の2本のルールは、その2本のルールの全幅をもって1つのカート道路とみなす。  
このカート道路によってプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域に対して障害が生じる場合、あるがままの状態プレーするか、規則 24-2b に基づく救済を受けるかどうかはプレーヤーの選択である。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. 樹木保護のための巻物施設(巻網など)はコースと不可分の部分とする。
8. 場内整理用の縄張施設(ローピング)は動かせる障害物とする。
9. スコアボードや観客席、テレビ塔など、競技開催に伴って臨時に設けられた人工の物件で、固定されていたり容易には動かせないものは「臨時の動かせない障害物」とし、これらについては『臨時の動かせない障害物についてのローカルルール・ゴルフ規則付 I (B)7a』を適用する。(ゴルフ規則 166 ページ参照)
10. 『臨時の動力線とケーブルについてのローカルルール・ゴルフ規則付 I (B)7b』を適用する。(ゴルフ規則 170 ページ参照)

## 注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更があるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. パッティンググリーン保護のため、メタルスパイクシューズ、およびタウン用シューズの使用を禁止する。
3. 練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人25球を限度とする。
4. 9ホール終了後、プレーを遅らせなければクラブハウスに立ち入ることができる。
5. スタートの呼出は一切行わないので、スタート時間10分前までにはスターティングホールに待機すること。
6. 競技前日の練習は、アウト、インともスタートを14時で打ち切る。
7. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 安藤 倫子